平成２１年（フ）第５４号
金沢市駅西本町４丁目２番６－２号
破産者　浅下　砂織（旧姓宮腰）
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第２６８２号
福岡県筑紫野市筑紫駅前通１丁目24番地201号
破産者　砥上　寛治
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第３３６３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須63番地４―405号
破産者　岩男　新一
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８８４号
福岡市東区松田３丁目12番５―708号
破産者　小川　千春
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１７９号
福岡市南区五十川２丁目24番15号
破産者　瀬戸口弘喜
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２６３号
福岡市早良区四箇田団地31番804号
破産者　原川　　貴
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３６号
長崎県長崎市平瀬町１番地２　サルヴァトーレ平瀬204号、旧住所長崎県長崎市晴海台町23番地５
破産者　宮原千代美
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２２２号
横浜市金沢区釜利谷西１丁目３番３号　第１神明コーポＢ棟102
破産者　小林清こと　朱　　清一
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３７１号
神奈川県横須賀市平作２丁目４番１号
破産者　石田　　敬
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９１０号
横浜市港南区港南台２丁目２番１―501号
破産者　上間　　清
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１９６号
横浜市保土ケ谷区川島町559番地　高橋荘201号
破産者　勝山　眞弘（旧姓石下）
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２７号
岐阜県下呂市萩原町花池38番地14
破産者　中川　　潔
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２０年（フ）第２８号
岐阜県下呂市森830番地24
破産者　中川　一男
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２０年（フ）第３０号
岐阜県下呂市萩原町跡津394番地
破産者　奥田　　保
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２０年（フ）第３１号
岐阜県下呂市萩原町西上田1108番地
破産者　小林　良一
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第６３号
愛知県碧南市源氏町３丁目41番地
破産者　多田　泰郎
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２２１号
愛知県碧南市栄町４丁目56番地　第２コーポ実301号、開始決定時の住所愛知県岡崎市六名新町４番地２　キングスコート六名公園704
破産者　稲垣　文章
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係